

令和5年度 国立市立国立第七小学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童・生徒が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童（生徒）の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童（生徒）の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）と一定の関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童（生徒）が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童（生徒）に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童（生徒）の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

- いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。
- 児童（生徒）をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動をうながす。
- 教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。
- 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	重大事態への対応
いじめを生まない・許さない学校づくり	・特別活動や道徳教育、学校満足度調査の結果の検証を活かした自他を尊重する指導、クラスのルールづくり、クラス遊びの取組 ・校長講話 ・必要に応じた担任による面接 ・感染症における差別や偏見を生まない指導（朝会時、定期的な学級指導、安全指導）	・学級担任による全員面接（学期1回） ・スクールカウンセラーによる全員面接（5年） ・管理職による日常的な校内巡回 ・休み時間等における教員の校内巡回 ・児童へのアンケートの実施による実態把握（6月・11月・2月） ・いじめ対策委員会にて情報共有と経過観察	・被害児童の安全確保 ・調査を実施 ・ケース会議の設置
児童（生徒）のいじめ解決に向けた主体的な行動	・あいさつの励行、代表委員会あいさつ運動 ・学級活動にてクラス遊びなどを実施、振り返りを行った相互理解ができる風土の構築 ・いじめに関わる授業（道徳・特別活動） ・弁護士によるいじめ防止授業（6年）	・いじめ防止に関わる授業（特別活動）	・いじめを受けた児童および保護者に対して適切に情報提供
教員の指導力の向上と組織的対応	・七小いじめ防止基本方針確認（4月） ・OJT研修や全体研修（年3回） ・人権教育研修（年2回） ・スマイリースタッフ、スクールカウンセラー、家庭と子供の支援員、との連携	・生活指導全体会（年2回）や生活指導夕会（毎週木曜日）での共通理解 ・校内推進組織（毎月の定例会）で登校渋り・不登校事案とともに検討 ・ケース会議での共通理解 ・情報共有シートの活用	・被害児童の安全確保 ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導 ・教職員全員の共通理解
保護者・地域・関係機関との連携	・相談窓口の周知（4月・9月・1月） ・1学期保護者会にていじめについて共通理解（発展の可能性のある軽微なものも含む） ・学童クラブとの連絡会（年複数回）	・情報収集及び関係機関・専門家との相談・連携 ・いじめを認知した場合、解決に向けた対応方針を関係児童双方の保護者へ連絡	・全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応

学校でのいじめ防止等のための組織

